

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 徳島海清会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を徳島県徳島市東沖洲二丁目13番地に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、一般市民や漁業者に対し、海の環境を保全、復元するための事業を行い、古来からの豊かな海を再生することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 環境の保全を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

1) 海の再生、保全に関する情報・資料の収集、分析および提供事業

2) アマモ場の再生事業

3) 森林植樹事業

4) 海浜清掃事業

5) 幼稚魚再放流事業

6) 抱卵ガザミ再放流事業

(2) その他の事業

1) 各種イベント等での魚介類販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種類)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同し、事業に参加するため入会した総会での表決権を有する個人

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思をもって入会した個人

(3) 団体会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思をもって入会した団体

(入会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がないかぎり、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第 8 条 会員は、毎事業年度 1 回年会費を納入しなければならない。

2 年会費の額は、総会で定めるものとする。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して 2 年以上会費を滞納し、相当の期間を定めて督促してもそれに応じず、総会において退会と議決したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を著しく傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第 4 章 役員

(種別および定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5 人以上 10 人以内

(2) 監事 2 人

2 理事のうち、1 人を代表理事とし、2 人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。

2 代表理事および副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐してその業務を掌握し、代表理事に事故があるとき、または代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めならびに総会および理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠または増員により選任された役員任期は、第1項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は他の現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 5 章 総 会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 事業報告および収支決算

(2) 事業計画および収支予算ならびにその変更 (一部分的変更を除く。)

(3) 役員の選任または解任、職務および報酬

(4) 会費の額

(5) 定款の変更

(6) 合併

(7) 解散

(8) 解散の際の残余財産の帰属先

(9) 借入金 (その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 5 1 条において同じ。) その他新たな義務の負担および権利の放棄

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回、前事業年度終了後 2 か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求を行った場合

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があつた場合

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 前条第2項第1号および第2号の規定による請求があつたときは、代表理事は速やかに総会を招集しなければならない。この請求があつたにもかかわらず、代表理事がこの請求があつた日から30日以内に総会を招集しないときは、請求したものの代表者は、総会を招集することができる。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、開会日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会においては、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第1項、次条第1項第3号および第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数

(3) 出席した正会員の数(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数

を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要および議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画および収支予算の一部分的変更

(4) 事務局の組織および運営

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めた場合

(2) 理事総数の3分の1以上からの会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があった場合

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、開会日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事または理事のうち代表理事が指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条および次条第 1 項第 3 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事総数

(3) 出席した理事の数および氏名 (書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要および議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長および出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人 2 人が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産および会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 財産から生じる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その管理方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産およびその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計およびその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第 45 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 前項に規定する総会の議決を経た事業計画および収支予算の一部分的変更は、理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、理事会は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(暫定予算)

第 46 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第 47 条 予算超過または予算外の支出にあてるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第 48 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書等の決算に関する書類は、代表理事が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

(剰余金)

第 50 条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散および合併等

(定款の変更)

第 52 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経て、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いては、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の規定に基づき解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属先)

第 54 条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)の際に有する残余財産は、解散時の総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人または社団法人若しくは財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、徳島新聞に掲載して行う。

第 9 章 運営委員会および事務局

(運営委員会)

第 57 条 この法人には事業の円滑な遂行を図るため、運営委員会を設置することができる。

2 運営委員会の設置、運営その他必要な事項は、理事会がこれを定める。

(事務局)

第 58 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第 10 章 雑則

(細則)

第 59 条 この定款の施行に関して必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらずこの法人の成立の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

代表理事 池添 恭弘

副代表理事 美馬 守

副代表理事 亀岡 博文

理事 数藤 裕二

理事 東 光男

理事 福島 輝明

理事 森 敏行

理事 太居 雅敏

理事 松本 真一

監事 三ツ石 達生

監事 市川 啓二

3 この法人の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第 45 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の会費は、第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 年会費 3,000 円

(2) 賛助会員 年会費 1,000 円

(3) 団体会員 年会費 20,000円

↓